

# 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令案概要

## 1. 改正理由

「個人番号カード普及に向けた緊急提言（平成 26 年 6 月 20 日自民党 IT 戦略特命委員会及び同マイナンバー利活用小委員会）」等において交付方法の多様化及び個人番号カードの民間利用拡大に係る提案があったことを契機として、個人番号カードの申請数を増大させ、普及率のさらなる向上につながるよう、現在想定している個人番号カードの交付時に住所地市町村の事務所に  
出頭する方法以外の申請・交付方法を導入するほか、民間事業者による個人番号カードの空き領域の利用を可能とする等の改正を行う必要があるため。

## 2. 改正の概要

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 13 条第 2 項に規定する個人番号カードの交付時に、住所地の市町村の事務所に  
出頭し、本人確認を行った上でカードを交付する方法（交付時来庁方式）に加え、
  - ① 申請時に住所地の市町村が指定する場所に出頭した場合において、厳格な本人確認が可能であるときには、交付時に  
出頭することなく、本人が確実に受け取れる方法でカードの交付を行う方法（申請時来庁方式）
  - ② 東日本大震災の被災者や DV 被害者等の住所地の市町村の事務所に  
出頭することが困難な者について、当該者の住所地の属する市町村を  
経由してカードの申請を行うことができる方法（居所経由申請方式）
  - ③ 法人の従業者等について、勤務先の事務所等が所在する市町村を  
経由してカードの申請を行うことができる方法（勤務地経由申請方式）を新たに認めるため、所要の規定を整備する。
- また、第 18 条第 2 項の個人番号カードの空き領域を利用できる者として、総務大臣が定める事務を行う民間事業者を追加する。
- その他所要の改正を行う。

## 3. 施行期日

公布日

改 正 案

現 行

<p>（個人番号カードの交付）</p> <p>第十三条 個人番号カードの交付を受けようとする者（以下この条及び附則第三条において「交付申請者」という。）は、総務省令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載し、かつ、交付申請者の写真を添付した交付申請書を、住所地市町村長に提出しなければならない。この場合において、住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することが当該交付申請者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして主務省令で定める事情があるときは、当該市町村長（次項ただし書において「經由市町村長」という。）を経由して、交付申請書を提出することができる。</p> <p>2 住所地市町村長は、前項の規定による交付申請書の提出を受けたときは、交付申請者に対し、当該市町村の事務所への出頭を求め、個人番号カードを交付するものとする。ただし、交付申請者が、同項の規定による交付申請書の提出を、住所地市町村長が指定する場所（同項後段の場合にあつては、經由市町村長が指定する場所）に出頭してしたときは、当該交付申請者が確実に受領することができるものとして総務省令で定める方法により、当該事務所への出頭を求めることなく、個人番号カードを交付することができる。</p> <p>3 住所地市町村長は、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由</p>	<p>（個人番号カードの交付）</p> <p>第十三条 個人番号カードの交付を受けようとする者（以下この条及び附則第三条において「交付申請者」という。）は、総務省令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載し、かつ、交付申請者の写真を添付した交付申請書を、住所地市町村長に提出しなければならない。</p> <p>2 住所地市町村長は、前項の規定による交付申請書の提出を受けたときは、交付申請者に対し、当該市町村の事務所への出頭を求め、個人番号カードを交付するものとする。</p> <p>3 住所地市町村長は、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由</p>
---	---

により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、前項本文の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、その者に対し、個人番号カードを交付することができる。この場合において、住所地市町村長は、その者から、当該交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料及び次に掲げる書類その他主務省令で定める書類の提示を受けなければならない。

一 三 (略)

4・5 (略)

(個人番号カードの利用)

第十八条 (略)

2 法第十八条第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 三 (略)

四 国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する民間事業者(当該事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施することができるものとして総務大臣が定める基準に適合する者に限る。)

(国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等に対する法人番号の指定)

第三十七条 国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等(法第五十八条第一項に規定する人格のない社団等をいう。以下同じ。)であつて、次の各号に掲げるもの(法人番号保有者を除く。)に対する同項の規定による法人番号の指定は、その者が当該各号に規定する届出書若しくは国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二百二十四条第一項に規定する書類(第三

により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、その者に対し、個人番号カードを交付することができる。この場合において、住所地市町村長は、その者から、当該交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料及び次に掲げる書類その他主務省令で定める書類の提示を受けなければならない。

一 三 (略)

4・5 (略)

(個人番号カードの利用)

第十八条 (略)

2 法第十八条第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 三 (略)

(新設)

(国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等に対する法人番号の指定)

第三十七条 国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等(法第五十八条第一項に規定する人格のない社団等をいう。以下同じ。)であつて、次の各号に掲げるもの(法人番号保有者を除く。)に対する同項の規定による法人番号の指定は、その者が当該各号に規定する届出書若しくは国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二百二十四条第一項に規定する書類(第三

十九条第一項第一号及び第三項において「申告書等」という。)を提出するに際して国税庁長官にした申告又は官公署が法第六十条第二項の規定により国税庁長官に提供した資料により、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地、その者について当該各号に定める事実が生じたこと並びにその者が法人番号保有者でないことが確認された後、速やかに行うものとする。

一・二 (略)

三 法人税法第四百九条の規定により届出書を提出することとされている者 同条第一項又は第二項に規定する場合に該当することとなったこと。

四・五 (略)

(指定都市の区に対するこの政令の適用)

第四十四条 (略)

2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第十三条第一項	住所都市町村長に	住所地区長を経由して	(略)
	住所都市町村長以外	住所都市長に	(略)
		住所都市長以外	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第十五条第二項及び第四項	住所都市町村長	住所地区長を経由して	(略)
		住所都市長	(略)

十九条第一項第一号及び第三項において「申告書等」という。)を提出するに際して国税庁長官にした申告又は官公署が法第六十条第二項の規定により国税庁長官に提供した資料により、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地、その者について当該各号に定める事実が生じたこと並びにその者が法人番号保有者でないことが確認された後、速やかに行うものとする。

一・二 (略)

三 法人税法第四百九条の規定により届出書を提出することとされている者 同条第一項に規定する場合に該当することとなったこと。

四・五 (略)

(指定都市の区に対するこの政令の適用)

第四十四条 (略)

2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第十三条第一項並びに第十五条第二項及び第四項	住所都市町村長	住所地区長を経由して	(略)
	(新設)	住所都市長	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附則

(施行期日)

第一条 (略)

一・二 (略)

三 第十条から第十二条まで、第三章、第三十一条(法第二十九条第一項の規定により行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定を読み替えて適用する場合を除く。)、第三十二条第一項(法第二十九条第一項の規定により行政機関個人情報保護法第十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合に限る。)、第二項(法第二十九条第一項の規定により行政機関個人情報保護法第二十八条第二項の規定を読み替えて適用する場合に限る。)、第三項、第四項(法第二十九条第二項の規定により独立行政法人等個人情報保護法第十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合に限る。)、第五項(法第二十九条第二項の規定により独立行政法人等個人情報保護法第二十八条第二項の規定を読み替えて適用する場合に限る。)、及び第六項、第三十三条(法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十二条の規定により特定個人情報の開示の請求を受けた場合に係る部分に限る。)、第四十三条第二項(同項の表第十七条第一項の項から第十八条第一項の項までに係る部分に限る。)並びに第四十四条第二項(同項の表第十三条第一項の項から第十六条の項までに係る部分に限る。)の規定 法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 (略)

附則

(施行期日)

第一条 (略)

一・二 (略)

三 第十条から第十二条まで、第三章、第三十一条(法第二十九条第一項の規定により行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定を読み替えて適用する場合を除く。)、第三十二条第一項(法第二十九条第一項の規定により行政機関個人情報保護法第十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合に限る。)、第二項(法第二十九条第一項の規定により行政機関個人情報保護法第二十八条第二項の規定を読み替えて適用する場合に限る。)、第三項、第四項(法第二十九条第二項の規定により独立行政法人等個人情報保護法第十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合に限る。)、第五項(法第二十九条第二項の規定により独立行政法人等個人情報保護法第二十八条第二項の規定を読み替えて適用する場合に限る。)、及び第六項、第三十三条(法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十二条の規定により特定個人情報の開示の請求を受けた場合に係る部分に限る。)、第四十三条第二項(同項の表第十七条第一項の項から第十八条第一項の項までに係る部分に限る。)並びに第四十四条第二項(同項の表第十三条第一項並びに第十五条第二項及び第四項の項から第十六条の項までに係る部分に限る。)の規定 法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 (略)

(個人番号の指定及び通知等に関する経過措置)

第二条 (略)

2 (略)

3 法附則第三条第三項の規定は、住民基本台帳法施行令の一部を改

正する政令(平成二十二年政令第二百五十三号)附則第九条第一項に規定する適用日(以下この項において「適用日」という。)前に住民基本台帳に記録されていた者であつて適用日以後住民基本台帳に記録されていなかったもの又は適用日前に転出届をし、かつ、当該転出届に記載された転出の予定年月日が適用日以後である者であつて当該転出の日以後住民基本台帳に記録されていなかったものについて、同条第二項の規定により住民票に住民票コードを記載したときについて準用する。

(個人番号の指定及び通知等に関する経過措置)

第二条 第二条第一項の規定は法附則第三条第一項から第三項までの規定による個人番号の指定について、第二条第二項の規定は法附則第三条第一項から第三項までの規定による個人番号の通知について、それぞれ準用する。この場合において、第二条第一項中「法第八条第二項」とあるのは、「法附則第三条第四項において準用する法第八条第二項」と読み替えるものとする。

2 第七条の規定は法附則第三条第四項において準用する法第八条第一項の規定による市町村長からの住民票コードの通知及び個人番号とすべき番号の生成の求めについて、第八条及び第九条の規定は法附則第三条第四項において準用する法第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成及び通知について、それぞれ準用する。

(新設)